

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	今回の「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)」の一部改正(案)について、賛成する。	本改正案に対するご評価として承ります。
2	Ⅱ-2-5	前払式支払手段の中でも、本項目は「サーバ型」に限定されたことから、冒頭文は以下の記載に修正すべきである。 「サーバ型前払式支払手段には、販売店において匿名で誰でも簡単に購入して利用でき、他人に譲渡することもできるもの、また、証券等を提示又は交付しなくても、IDをインターネット上で入力して利用できるといった特性を有しているものもあり、インターネット取引の拡大に伴って決済手段として広く普及してきている。」	ご指摘を踏まえ、本項目がサーバ型前払式支払手段を対象としていることを明確化いたしました。
3	Ⅱ-2-5	なお書きについては、あえて明文化する必要はないうえ、むしろ明文化することで発行者の自主努力を阻害する懸念があるため、削除すべきである。	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)の監督上の評価項目における主な着眼点は、法令の関連条項を遵守しつつ利用者の保護の観点から、一般に必要と考えられる項目を示したものです。当該目的を達成するために、各前払式支払手段発行者において具体的にどのような対応が求められるかについては、それぞれが行う前払式支払手段の発行の業務の特性等に応じて異なると考えられることから、ご指摘の箇所の記載を設けたものです。
4	Ⅱ-2-5-1 ①②	詐取された前払式支払手段の特定及び利用停止の措置、並びに未使用の残高がある場合の返金処理に加え、以下を追記すべきである。 「既に当該前払式支払手段が使用されている場合は、被害者の財産的被害の回復に資するため、被害者が上記被害の回復のために行う訴え提起に係る調査囑託(民事訴訟法151条1項6号、同条2項、186条)など発行者が一般公法上の回答義務を負うと解される方法により照会を受けたときは、正当な事由がない限りこれに応じる体制を整備しているか」	民事訴訟法第186条の規定に基づく調査囑託等の照会に対して、公法上の回答義務を負うと解されるとしても、個別の事案において、その義務をどのように果たすべきかについては、各照会の根拠となる法令の考え方等に沿うべきものと考えられます。事務ガイドライン(前払式支払手段)は、資金決済に関する法律の関連条項に関して、一般に必要と考えられる項目を示しているものであるため、ご指摘の記載を設けることは、事務ガイドラインの性格上、適切ではないと考えます。
5	Ⅱ-2-5-1 ①	事業者においては、通常、苦情問い合わせ窓口を設けているところであり、詐欺被害については苦情の一つと考えられるため、「詐欺被害に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備する」とは、「Ⅱ-2-4-1」に定める「苦情等処理態勢」を具備することで足りるという認識でよいか。	ご理解のとおりです。
6	Ⅱ-2-5-1 ②	「利用停止等」の趣旨を明確にするために、以下の記載に修正すべきである。 「② 被害者からの申出等をもとに、詐欺被害として利用停止等を行った前払式支払手段について未使用の残高がある場合には、…」	ご意見を踏まえ、記載を明確化いたしました。

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
7	Ⅱ-2-5-1 ③	販売方法の見直しの例として、販売店の従業員からの注意喚起の表示についての確認ないし声かけを追加すべきである。	貴重なご意見として承ります。 なお、サーバ型前払式支払手段の詐欺被害を水際で防止する観点から、平成28年1月、(一社)フランチャイズチェーン協会に対して、経済産業省、警察庁、消費者庁と連携し、コンビニエンスストアの従業員の方から、高額又は大量の電子マネーを購入しようとする消費者に対して、注意喚起の声かけなどに広く取り組んでいただくよう協力を要請しました。これらも踏まえ、コンビニエンスストアにおいて、従業員の方からの声かけや店内放送を利用した注意喚起、販売端末での注意喚起の表示などの取組みが進められているところです。
8	Ⅱ-2-5-1 ③	以下を追記すべきである。 二 規約において譲渡が禁止されている前払式支払手段につき、当該前払式支払手段が前払式支払手段の買取及び転売を業とするウェブサイト、オークションサイト、フリマアプリ等において取引されているときは、これらウェブサイトに対して、当該前払式支払手段は規約において譲渡が禁止されている旨等を通告すること。	約款等により転売が禁止されているサーバ型前払式支払手段が詐欺された場合に、その詐欺されたサーバ型前払式支払手段の売買の防止等について、実効性のある対応を行うためには、各関係者間において、検討が必要と考えます。
9	Ⅱ-3-3	発行者の加盟店管理について、途上管理の義務付け等については、事務ガイドラインにとどまらず法律事項とし、強化すべきである。	貴重なご意見として承ります。